

I 総 説

第 1 部 宮崎県の概況

第 1 章 環境にかかわる県の概況

1 地勢・気候

本県は、九州の南東部に位置し、東は太平洋に面しています。

総面積は約7,735km²で国土の約2%に当たり、全国14番目の広さですが、山岳地帯が多く、これらを水源に五ヶ瀬川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川などの河川が太平洋にそそぎ、豊富な水資源をもたらしています。

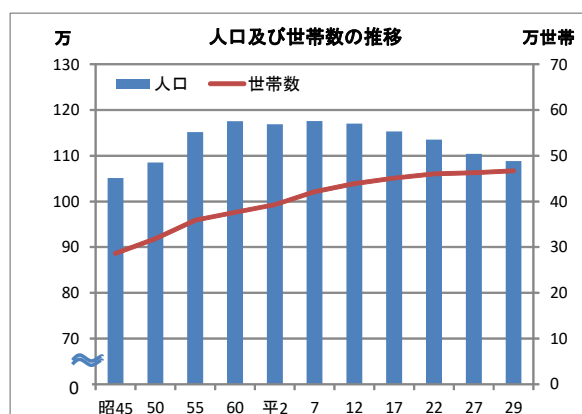
気候は、平成28年の快晴日数は40日で全国第3位となっています。また、昭和56年から平成22年まで30年間の平年値では、快晴日数53日、降水量2,509mmが全国第2位となっており、日照時間2,116時間、平均気温17.4℃が第3位となっています。

2 人口・世帯数

昭和45年以降の本県人口の推移を国勢調査年次毎にみると、60年まで増加を続け、特に50年から55年にかけて大きな増加を示しました。その後、緩やかに増減を繰り返しましたが、平成7年以降、減少傾向にあります。

平成29年10月1日現在の本県の推計人口は、1,088,044人（男511,849人、女576,195人）となっており、前年同月比0.71%（7,819人）減少しています。

一方、平成29年10月1日現在の本県の世帯数は、467,011世帯で、前年同月比0.39%（1,825世帯）の増加となりました。



注：平成29年は推計人口

それ以前は国勢調査年次の数値

各年10月1日現在

3 産 業

本県の産業構造をみると、総生産額では第3次産業の割合が高いものの、全国的には、産業全体に占める第1次産業の割合が高い県となっています。

産業別県内総生産の比較（平成27年度）

産 業	県内総生産額（億円）	割 合（％）
第1次産業	1,759	4.8
第2次産業	8,484	23.3
第3次産業	25,861	71.2

（注）輸入品に課される税・関税等が加算控除されていないため、

構成比の合計は100%にはなりません。

4 土地利用

本県の土地利用区分は、次表のとおり、森林が県土の約76%を占め、次いで農地が約9%となっています。

土地利用の推移についてみると、農地が減少傾向にある一方で、道路・宅地等が増加しています。

県土の利用区分別面積（基準日：10月1日）

（単位：ha、%）

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
	面 積	面 積	面 積	面 積	構成比
農 地	68,900	68,500	68,300	67,900	8.8
森 林	588,590	589,600	586,400	585,872	75.7
原 野 等	1,832	1,767	1,734	2,052	0.3
水面・河川・水路	22,736	22,739	22,734	22,648	2.9
道 路	25,393	25,784	25,901	25,925	3.4
宅 地	26,703	26,926	27,090	27,219	3.5
（住 宅 地）	17,129	17,296	17,397	17,545	（ 2.3）
（工 業 用 地）	1,258	1,224	1,276	1,296	（ 0.2）
（その他の宅地）	8,316	8,406	8,406	8,378	（ 1.1）
そ の 他	39,445	38,283	41,440	41,915	5.4
合 計	773,599	773,599	773,599	773,531	100.0

5 道路交通

本県の県内道路網は、高速自動車国道3路線、一般国道19路線（直轄分3路線、県管理分16路線）、主要地方道48路線、一般県道147路線、市町村道34,161路線の総計34,378路線に及び、これらの実延長は20,184kmです。

6 エネルギー

県内の電力需給状況は、発生電力量が消費電力量の半分程度となっている状態が続いていますが、平成24年7月に開始された固定価格買取制度によって、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が進んでいます。

第2章 本県の環境の概況

1 地球環境

(1) 地球温暖化

県では、「宮崎県環境計画（改定計画）」において、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減目標を掲げ、目標達成のために地球温暖化防止活動推進員の委嘱を行うとともに、NPO法人宮崎文化本舗を宮崎県地球温暖化防止活動推進センターとして指定するなど、地球温暖化対策を推進しています。

最新の集計値である平成27年度の県全体の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算、森林吸収を考慮）は10,411千tで、基準年の平成25年度（10,992千t）に比べて5.3%減少しています。

(2) 酸性雨

酸性雨対策として、平成3年度から継続的に広域調査を行っていましたが、県内の酸性雨の状況がほぼ同じであるために、平成14年度からは県の測定局1地点及び国の測定局1地点の合計2地点で監視を行っており、平成29年度の結果は、平成28年度の全国の平均値と同じレベルでした。

2 生活環境

(1) 大気

大気汚染防止法に基づき、一般環境大気及び自動車排出ガスの常時監視測定局で継続的に大気の状態を監視しています。

平成29年度の大気の状態は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）は一部の測定局で、光化学オキシダントは全ての測定局で、1時間値が基準を数回超過するなどしたため、環境基準を未達成であったものの、注意報等の発令基準に該当しませんでした。

(2) 水質

水質汚濁防止法の規定により水質測定計画を策定し、これに基づいて公共用水域及び地下水の水質の常時監視を行っています。

平成29年度の公共用水域の水質の状況は、代表的な水質指標であるBOD又はCODでみると、すべての水域で環境基準を達成しました。

地下水の水質の状況は、調査した129地点の井戸のうち、砒（ひ）素4地点、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物8地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素4地点、砒素及びふっ素1地点がそれぞれ環境基準を未達成でした。

(3) 騒音・振動・悪臭

平成29年度に県及び市町村で新たに受理した公害苦情1,061件のうち、悪臭に係るものは149件、騒音に係るものは85件、振動に係るものは13件でした。

(4) 地盤沈下

昭和55年度から平成15年度まで宮崎市、佐土原町及び新富町の一部の地域において1級水準測量による地盤変動調査を実施しましたが、近年では、地盤沈下現象は観測されていません。

(5) 土壌汚染

昭和51年度から53年度までで土壌汚染防止対策事業を完了し、さらに平成3年からは公害対策

基本法に基づく環境基準により、事業者等で市街地を含めた土壌環境保全の取組がなされてきました。また、平成15年2月には土壌汚染対策法が施行され、汚染された土壌による健康被害を防止するための取組がなされてきました。

平成29年度末現在、同法に基づく基準に適合しないとして指定された区域は、県内で6か所あります。

(6) 廃棄物

県では、廃棄物の排出抑制やリサイクルの積極的な推進を図るとともに、排出された廃棄物については、適正処理に向けた監視や指導を行うなど、各種対策を推進しています。

平成28年度における一般廃棄物については、家庭などからのごみ排出量が約39万8千t、し尿等の収集量が約35万k1となっています。

また、事業活動に伴い発生する産業廃棄物の平成28年度における排出量は、約597万tとなっています。

3 自然環境

(1) 野生動植物

本県の現存植生のうち自然植生を海岸、平地、山地の地域別に見ると、海岸部の浜辺にはハマゴウなどが優占する砂丘植生が、その後方や沿海地にはマサキトベラ群集などが見られ、県南部ではビロウ群集やソテツ群落も見られます。平野部の丘陵地から標高1,000mまでの照葉樹林域にはミミズバイースダジイ群集などが見られます。標高1,000m以上のブナ林域では、シラキーブナ群集などが見られ、霧島山系の風衝地にはマイヅルソウ・ミヤマキリシマ群集などが分布しています。

県内で生息が確認されている動物では、哺乳類のニホンカモシカは国の特別天然記念物に、ヤマネは国の天然記念物に指定されています。鳥類ではクロツラヘラサギ、イヌワシなど、両生類・爬虫類ではオオイタサンショウウオ、アオウミガメなど、汽水・淡水魚類では、アリアケギバチ、メダカなど、昆虫類ではグンバイトンボ、ヨドシロヘリハンミョウなどの希少種が生息しています。

なお、県では、野生動植物を保護し、人と自然の共生する宮崎づくりを行うため、平成18年4月には、「野生動植物の保護に関する条例」を施行しました。

さらに、平成23年3月に県版レッドデータブックを改訂・公表し、平成28年3月に県版レッドリストを改訂・公表し、希少野生動植物保護の啓発を行っています。

(2) 自然公園等

本県には、国立公園が霧島錦江湾国立公園1か所、国定公園が日南海岸国定公園など4か所、県立自然公園が尾鈴県立自然公園など6か所あり、平成28年には約9,264万人の方々が利用しました。

また、平成29年度は、自然公園等の維持管理や利用施設の整備を行うとともに、九州自然歩道において歩道復旧を実施しました。

さらに、日南海岸国定公園内のサンゴ群集を保全するため、サンゴを食害する有害生物の駆除を行ったほか、小学生を対象にサンゴの観察や講演会を行うイベントを開催するなど、普及啓発活動にも取り組みました。

4 景観、文化財等の快適環境

本県は自然環境にも恵まれており、「青島亜熱帯性植物群落」など国指定の特別天然記念物 4 件をはじめ、国指定天然記念物47件・国指定名勝 5 件（うち 1 件は名勝及び天然記念物）、県指定天然記念物22件、県指定名勝 7 件などがあります。

また、歴史的にも貴重な史跡などの文化財が数多く分布し、重要文化財(有形文化財)18件、重要有形民俗文化財 3 件、特別史跡 1 件、史跡22件が国指定となっているほか、国選定重要伝統的建造物群保存地区 3 件、国選定重要文化的景観 1 件、県指定有形文化財66件、県指定史跡が105件あります。